

平成 31 年 4 月吉日

関係者各位

井手町商工会  
会長 中谷 英輔

## 井手町商工会プレミアム商品券取扱加盟店募集のご案内

陽春の候、皆様におかれましては、益々御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は商工会事業に対しまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年度に引き続き、今年度においても、地域内の消費喚起と商工業者の活性化をめざした井手町商工会プレミアム商品券を下記の要領にて発行することになりました。

つきましては、取扱要領及び趣旨をご理解のうえ、プレミアム商品券取扱加盟店に登録を希望される場合は、添付の「加盟店登録申請書」にご記入下さいまして、井手町商工会事務局までご提出下さいますようお願い申し上げます。なお、過去の参加店におかれましても、参加希望店は再度提出をお願い致します。

### 記

1. 発行元 井手町商工会
2. 商品券 商品券は1枚500円券とし、**12枚**を1セットとして  
5,000円(6,000円分)で販売いたします。**(2割のプレミアム)**
3. 対象業種 井手町内において、小売業、飲食業、サービス業、運輸、通信業、  
建設業などを営み、かつ店舗を有する事業所とする。  
(但し、風俗・娯楽など本事業の目的にそぐわないと思われる業種は除く。)
4. 申込場所 井手町商工会  
綴喜郡井手町井手橋ノ本14の3  
【TEL】82-4073 【FAX】82-5410
5. 申込方法 所定の「加盟店登録申請書」に必要事項を記入のうえ、  
**令和元年5月8日(水)**までに上記の申込場所まで  
提出してください。(期日厳守)  
**なお、期日を過ぎると、折込チラシに店舗名の掲載ができません。  
ご注意ください。**
6. その他 詳細は、「商品券発行要領」をお読み下さい。

以上

# 井手町商工会「プレミアム商品券」発行要領

## 1. 事業の目的

消費者の趣味趣向の変化や他地域における量販店・大型店への消費の流出等、商工業者の取り巻く環境は厳しい状況が続くなか、井手町及び京都府の助成金を受けたプレミアム付商品券を発行、消費者の地域購買の定着と地域商工業者の活性化を図ること。

## 2. 発行内容

発行元	井手町商工会
発行総額	6,000万円分（第1回目 <b>3,240万円分</b> + 第2回目 <b>2,760万円分</b> ）
発行額面	1セット6,000円分（500円券 <b>12枚</b> 綴り）を5,000円にて販売
発行予定	第1回目 令和元年 6月1日（土）・2日（日）～完売まで 第2回目 令和元年 7月27日（土）・28日（日）～完売まで
有効期間	第1回目 令和元年 6月1日（土）～令和元年11月30日（土） 第2回目 令和元年 8月1日（木）～令和2年1月31日（金）
販売制限	第1回目 <b>お一人様10セット（50,000円）まで</b> とする 第2回目 <b>お一人様10セット（50,000円）まで</b> とする
販売場所	●井手町商工会館（販売開始1・2日目の土日 午前9時～12時） （販売開始2日間に完売できなかった場合、完売まで平日の午前9時～午後4時）  ●多賀西部公民館（販売開始1・2日目の土日のみ 午前9時～12時）
取扱者 管理 換金金額 換金場所	商品券取扱加盟店に限る 販売及び回収の事務を井手町商工会が執り行う 1枚500円とする（額面通り） 井手町商工会館
券面デザイン	いでたんデザインのもの
換金期限	第1回目は <b>令和元年12月16日（月）</b> を期限とする（期日厳守） 第2回目は <b>令和2年2月17日（月）</b> を期限とする（期日厳守）
その他	商品券利用販売に対する釣銭は支払わないものとする。 商品券利用販売に対するやまぶきスタンプ券は原則渡すことにするが、 個店の判断にまかせるものとする。

### 3. 取扱加盟店

#### ①取扱加盟店資格

取扱事業者として登録できるものは、井手町内において小売業、飲食業、サービス業、運輸、通信業、建設業などを営み、且つ店舗を有する事業者とする。

ただし、国や地方公共団体への支払いなど、またサービス業のうち、主として対事業所サービスや風俗・娯楽など本事業の目的に沿わないと思われる業種等は除きます。

#### ②取扱加盟店の申請

登録を希望するものは、加盟店登録申請書に事業所名または店舗名、所在地、代表者名、電話番号等を記入並びに押印し、事業主体の事務局まで提出し、登録の申し込みを行うものとする。申込期間は、**令和元年5月8日(水)**までとする。**(期日厳守)**

#### ③取扱加盟店の登録

事務局は、上記の申し込みがあったときは、当該登録事業者（以下「加盟店」）に係わる登録資格を確認の上、登録の申し込みを受理し、加盟店登録証（商品券取扱ステッカー）を配布する。

#### ④商品券の取扱

「加盟店」は、商品券を持参した消費者に対し、指定された有効期限に限り、券面記載額に相当する物品の販売もしくは、貸し付け、または役務の提供（以下「取引」）を行う。「加盟店」は、裏面の引換店の箇所に事業所印を捺印、もしくは署名する。尚、加盟店が独自に使用できない商品やサービス、また、使用限度額を定める場合は、その旨を掲示する。

#### ⑤加盟店の責務

加盟店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事務局が配布する商品券取扱ステッカー等を消費者にわかりやすく、見やすい場所に掲示する。
- (2) 通常の注意をもってすれば偽造されたものと判別できる等不正使用があきらかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を事務局へ連絡すること。
- (3) 取引により商品券を受け取ったときは、再流通を行ってはならない。
- (4) その他、本要領に記載された各項目について、誠意を持って実行すること。

#### ⑥換金

「取引」により商品券を受け取った「加盟店」は、事務局へ換金を申し出る事ができるが、その方法は次の通りとする。

- (1) 商品券の換金を受けようとする「加盟店」は、換金期限までに事務局へ提出し、額面 500 円券 1 枚につき、500 円で換金を受ける。
- (2) 「加盟店」は、プレミアム商品券と通常商品券を分類のうえ、商品券の**向きを揃え、枚数を数えたうえで**事務局まで提出することとする。
- (3) **換金期限を過ぎた場合は、商品券管理運営上、いかなる理由があっても換金することができない。**

⑦交換・譲渡及び売買の禁止

「加盟店」は、商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。

⑧登録の取り消し

「加盟店」がこの要領の各事項に違反するときは、当該「加盟店」に係わる登録を取り消すことができる。

⑨その他

プレミアム商品券で、「たばこ類」は、取扱いが出来ない。

「加盟店」は、換金を目的として商品券を購入してはならない。

「加盟店」は、配布された「商品券見本」を確認し、偽造対策に万全を期するものとする。

「加盟店」において、不正行為の防止のため、登録時に誓約書の提出をお願いするとともに、万一不正行為などが発覚した場合には法的処置を行うものとする。